

緊急事態・重点措置区域、 29都道府県に

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部（本部長＝菅義偉首相）は8月17日に会合を開き、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県の7県を加えることを決めた。

実施期間は8月20日から9月12日。併せて、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、沖縄県の6都府県の緊急事態措置の期間を9月12日まで延長することも決めた。

また、特措法に基づくまん延防止等重点措置について、実施すべき区域に、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、鹿児島県の10県を加えることを決めた。実施期間は、8月20日から9月12日。

併せて、北海道、福島県、愛知県、石川県、滋賀県、熊本県の6道県のまん延防止等重点措置の期間を9月12日まで延長することも決めた。

これにより、緊急事態措置は13都府県、まん延防止等重点措置は16道県が対象となり、29都道府県がいずれかの措置の対象となったことになる。

■抗体カクテル療法薬「あらかじめ配布」も

また、この日の会合では「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の一部が改訂された。緊急事態措置、重点措置の対象および期間の変更のほか、感染拡大地域で「保健所の判断を待たずに、医師による陽性者の同居家族などへの検査を促進する」ことが追記された。

B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、「混雑した場所等への外出の半減を住民に強力に呼びかける」ことが盛り込まれた。

さらに、大規模商業施設の管理者等に対し、「入場者の整理等」の要請を行うとしたほか、百貨店の地下の食品売り場等の施設管理者等に対しても「入場者の整理等」の要請を行うとした。

中和抗体薬「カシリピマブ・イムデビマブ」については、「緊急事態措置区域および重点措置区域を中心に、医療機関にあらかじめ配布する」ことなどが盛り込まれた。

■菅首相会見、中和抗体薬「療養施設でも」

対策本部会合後に記者会見した菅首相は、医師による電話診察を強化するために、診療報酬や訪問診療の報酬を引き上げる意向を表明した。

また、酸素投与が必要になった場合に「病院などに設ける酸素ステーションに滞在していただくなど、速やかに酸素投与ができる体制を各地に構築」するとした。中和抗体薬「カシリピマブ・イムデビマブ」については、「病院のみならず、療養するホテルなどでも投薬できるよう、自治体と協力を進めていく」と述べた。

医療情報②
厚生労働省
事務連絡

自宅・宿泊療養患者への電話等 診療で 250 点加算の算定可

厚生労働省は 8 月 16 日付で、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて（その 54）」を、地方厚生（支）局と都道府県に宛てて事務連絡した。

自宅・宿泊療養中の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）患者に対し、医師が電話や情報通信機器を用いて診療を行った場合、二類感染症患者入院診療加算（250 点）を算定できるとした。主として診療を行っている保険医が属する 1 つの保険医療機関において、1 日につき 1 回算定できる。

医療情報③
厚生労働省
事務連絡

臨時の医療施設等への 医師等派遣、補助金増額

厚生労働省は 8 月 16 日付で、「2021 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取り扱いについて」を、都道府県に宛てて事務連絡した。

臨時の医療施設等の医療従事者を確保する観点から、「新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業」において、8 月 16 日以降に臨時の医療施設、健康管理を強化した宿泊療養施設、入院待機ステーションに派遣する場合の支援金を増額。1 人 1 時間当たりで、医師 1 万 5100 円、医師以外の医療従事者は 5520 円、業務調整員 3120 円となる。

派遣元医療機関等に対しては、補助基準額の引き上げ分を活用して、派遣される医師、看護師等の処遇に配慮するよう求めた。

医療情報④
厚生労働省
事務連絡

ロナプリーブの配分で 質疑応答集を修正

厚生労働省は 8 月 18 日、「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬「カシリビマブおよびイムデビマブ」の医療機関への配分について（質疑応答集の修正・追加）」を、都道府県等に宛てて事務連絡した。

7 月 19 日に特例承認された、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）患者を対象とした中和抗体薬「カシリビマブおよびイムデビマブ」（販売名：ロナプリーブ点滴静注セット 300、

同点滴静注セット 1332) の配分に関する質疑応答集の一部を修正している。

「カシリビマブおよびイムデビマブ」の在庫について、「緊急事態宣言やまん延防止等重点措置宣言地域を中心に、各都道府県が選定し連絡を受けた医療機関」に対し、あらかじめ一定数の在庫を配布する取り組みを実施していると記載。一方で、供給量に限りがあることから、「COVID-19 患者の入院に備えた在庫や、必要以上の配分依頼は控える」よう配慮を求めている。

医療情報⑤
厚生労働省
通知

地域医介基金「標準事業例5」 で整理を通知

厚生労働省は8月12日付で、「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例5の取り扱いについて」を、都道府県に宛てて通知した。

通知ではまず、地域医療構想の実現に向けた各医療機関の取り組みに対し、適切に支援を行うためには、医療機関のニーズを的確に把握しつつ、地域医療介護総合確保基金（医療分）の「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設または設備の整備に関する事業（事業区分Ⅰ-1）」を効果的に活用することが重要だと指摘。事業区分Ⅰ-1のうち、標準事業例5「病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」（以下、標準事業例5）の取り扱いについて整理し、周知した。

整理では、都道府県に対し、「地域医療構想調整会議における議論の状況や、病床機能報告により把握される医療機関の築年数や取り組み方針等を踏まえ、標準事業例5のうち多額の費用を要することが想定される医療機関の施設整備について、早期に把握・想定したうえで、医療機関が現に整備事業を実施する時期に必要な支援を行うことができるよう、予め計画的に基金を積み立てる」ことを求めている。

さらに、留意事項として以下を示している。

- ▼通常、医療機関の整備に要する費用が確定するのは、現に整備事業に着手する時期の直前となることから、当該費用の確定以後に基金を積み立てようとする場合、都道府県において、単年度で多額の一般財源を要することとなり、必要な支援を行うことが困難となるおそれがある。このため、当該費用の確定前から、地域医療構想調整会議における議論の状況等を踏まえ、支援に要すると想定される金額について計画的に基金を積み立てる。
- ▼基金の積み立てに当たっては、積立計画（目的、想定される整備時期、想定される執行額、各年度の積立額等）を作成し提出する。なお、積み立てた基金については、当該計画以外に使用することはできない。区分して管理することが必要で、計画に変更が生じ、積み立てた基金を使用しなくなった場合には速やかに国庫に返納する。

▼必要な金額をどのように想定するかについては、各地域における地域医療構想の実現に向けた取り組みの状況によってさまざまな方法があると考えられるため、一律に示すことは困難。活用が想定される情報の一例として、以下のような情報が考えられる。

- ①地域医療構想に係る重点支援区域の申請や、地域における医療および介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく再編計画の申請等を契機として把握される情報（再編統合の時期、方向性、病床数の規模感など）
- ②①のほか、地域医療構想調整会議等における議論のなかで把握される情報（再編統合の時期、方向性、病床数の規模感など）
- ③病床機能報告により把握される医療機関の築年数（老朽化により建て替えが想定される時期）や取り組み方針（将来の病床機能・病床数）等の情報
- ④医療機関等より病床機能再編を伴う建て替えや増改築等の相談を受け把握している情報

医療情報⑥
厚生労働省
事務連絡

COVID-19 対応の医療関係者、濃厚接触でも出勤可に

厚生労働省は 8 月 13 日付で、「新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」を、都道府県等に宛てて事務連絡した。

事務連絡では、感染者が急増している地域において医療提供体制を確保するため、緊急的な対応として、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策に従事する医療従事者について、家庭内感染等により濃厚接触者となった場合、要件と注意事項を満たせば、COVID-19 対策に従事することは不要不急の外出に当たらないとして外出自粛要請を行うことも可能としている。要件と注意事項は以下の通り。

【要件】

- ▼COVID-19 対策に従事する医療従事者であること。
- ▼新型コロナウイルスワクチンを 2 回接種済みで、2 回目の接種後 14 日間経過した後に COVID-19 患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- ▼無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査または抗原定量検査（やむを得ない場合は抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されていること。
- ▼濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

【注意事項】

- ▼当該医療従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用および手指衛生等に加え、処置時における標準予防策の徹底）。
- ▼引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。
- ▼家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- ▼当該医療機関の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する医療従事者の健康観察を行い、当該濃厚接触者を感染経路とする COVID-19 患者が発生していないかの把握を行うこと。

■一部改訂を事務連絡

厚労省は 8 月 18 日付事務連絡で、「新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」の一部を改訂し、示した。

要件を「他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること」とし、注意事項として「新型コロナウイルスワクチン接種済みであっても感染リスクを完全に予防することはできないことを十分に認識し、他の医療従事者による代替が困難な医療従事者に限る運用を徹底すること」を加えた。

医療情報⑦
厚生労働省
事務連絡

COVID-19 患者の 広域搬送で留意点

厚生労働省は 8 月 17 日付で、「新型コロナウイルス感染症に係る広域移送・搬送の実施方法について（周知依頼）」を、都道府県等に宛てて事務連絡した。

事務連絡ではまず、都道府県境を越えた新型コロナウイルス感染症（COVID-19）患者の移送・搬送について、厚労省は「重症者治療搬送調整等支援事業」を実施していることを紹介。

そのうえで、感染が急激に拡大し、重症患者等の医療体制について自都道府県内で対応しきれない場合の広域移送・搬送について、基本的な考え方や考慮すべき事項等を取りまとめ、示した。広域移送・搬送を実施する際に考慮すべき事項は以下の通り。

- ▼COVID-19 重症患者を 3 時間以上かけて移送・搬送することはリスクが高いため、広域移送・搬送の対象となる患者の選択や搬送手段等について慎重に考慮すること。
- ▼移送・搬送対象となる患者およびその家族から、事前に広域移送・搬送実施に関するインフォームド・コンセントを得ること。

- ▼ 広域移送・搬送を実施した後、治療により、当該患者の病状に一定程度の改善が認められた場合を想定して、広域移送・搬送元の医療機関あるいはその病院の所在する都道府県内の別の医療機関等へ移送・搬送を考慮する必要がある。
- ▼ 広域移送・搬送を受け入れる都道府県は、事前に自都道府県民への説明を丁寧に行う必要がある。

医療情報⑧
厚生労働省
事務連絡

職域接種の完了と 余剰ワクチンの扱いで事務連絡

厚生労働省は 8 月 13 日付で、「職域接種の完了報告及び完了時に余剰が生じたワクチンの取扱いについて（協力依頼）」を、都道府県等に宛てて事務連絡した。職域接種の完了報告については、国が作成した「職域接種完了報告フォーム」に必要事項をウェブ入力することで、職域接種の完了を厚生労働省健康局健康課予防接種室へ報告したこととした。

余剰が生じたワクチンの取り扱いについての基本的な考え方として、「やむを得ず余剰が生じたワクチンについては、厚生労働省が指定するモデルナワクチン接種会場において活用する」とした。

指定先の会場でワクチンを活用するために、「職域接種を完了する会場と指定先の会場の両方でワクチンの品質確認を行うとともにワクチンの品質を維持する移送方法を定める」とした。ワクチンの品質確認については、以下の確認項目を「職域接種完了報告フォーム」に入力することで品質に関する申告とするとした。

- ▼ 適正温度帯（ $-20^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$ ）で冷凍にて保管が継続されていたこと
- ▼ 再凍結を行っていないこと
- ▼ バイアルが未開封であること
- ▼ バイアル箱やバイアルに汚破損がないこと
- ▼ 有効期限が 1 カ月以上先であること

医療情報⑨
政府
公表

コロナワクチン接種、2回目まで 完了は約 4935 万人に

政府が公表した新型コロナウイルスワクチンの接種実績によると、8 月 17 日の一般接種は、1 回目が 29 万 8165 回、2 回目が 29 万 1729 回の、合わせて 58 万 9894 回だった。

同日までの総接種回数は1億1335万1510回で、このうち高齢者は6145万7345回、職域接種が1057万9702回だった。

全体では1回以上接種者が6399万5377人で接種率は50.3%。このうち高齢者は3141万1074人で接種率は88.5%。

2回接種完了者は、全体では4935万6133人で接種率38.8%、うち高齢者は3004万6271人で、接種率は84.7%となっている。

医療情報⑩
8月18日
現在

国内の重症患者、 最多1716人に増加

厚生労働省のまとめによると、日本国内の新型コロナウイルスへの感染状況は、8月18日零時時点で、前日より1万9954人増えて、合わせて117万9176人となった。

このうち、チャーター便による帰国者が15人、空港等検疫が3706人、国内事例が117万5455人。国内の死者は、前日から36人増え、1万5467人となった。

すでに退院等している人は、前日より1万4655人増えて99万7295人となった。

入院治療を要する16万1876人のうち、人工呼吸器装着または集中治療室に入室している重症者は、前日から70人増えて1716人だった。

8月16日までの国内（国立感染症研究所、検疫所、地方衛生研究所・保健所等）のPCR検査の実施件数は2310万9349件だった。

8月18日零時時点での都道府県別の陽性者数は、東京都が28万6471人（死亡2348人）で最も多く、次いで大阪府の13万5267人（死亡2747人）、神奈川県11万5178人（死亡1026人）、埼玉県の7万9377人（死亡864人）、千葉県の6万5560人（死亡759人）などとなっている。

■米国の陽性者3700万人を超える

厚労省のまとめ(図表)によると、8月18日15時時点の世界の新型コロナウイルスへの感染状況について、米国では感染者が3701万人あまりに達し、死者数は約62万3000人となった。

インドでは、感染者が約3225万人で、死者は約43万2000人。

ブラジルでは感染者数が約2041万人で、死者は約57万人。

このほか感染者が100万人を超えているのは、フランス、ロシア、英国、トルコ、アルゼンチン、日本などの、合わせて33の国と地域、10万人を超えているのは、合わせて106の国と地域。感染者が1万人を超えているのは157の国と地域。

ヨーロッパでは、フランスで感染者が約658万人に達したほか、ロシアでも約655万人、

英国で約 635 万人となっている。

スペインでは約 473 万人、イタリアで約 445 万人、ドイツで約 384 万人となった。

中南米では、ブラジルのほか、アルゼンチンで約 510 万人、コロンビアで約 487 万人、メキシコで約 312 万人、ペルーで約 214 万人、チリで約 163 万人の感染が確認されている。

アジアでは、インドのほかインドネシアで感染者が約 389 万人となったほか、フィリピンで約 177 万人、バングラデシュで約 143 万人、マレーシアで約 144 万人、パキスタンで約 111 万人となった。

中東地域では、イランで感染者が約 452 万人、イラクでも約 179 万人となっている。

アフリカ諸国では、南アフリカで感染者が約 262 万人、モロッコで約 77 万人となっている。

(図表)国別の感染者・死亡者の状況

国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者
米国	37,017,741	623,321	マレーシア	1,444,270	13,077
インド	32,250,679	432,079	バングラデシュ	1,433,396	24,547
ブラジル	20,416,183	570,598	ベルギー	1,156,620	25,299
フランス	6,581,417	113,116	スウェーデン	1,112,958	14,659
ロシア	6,551,934	169,169	パキスタン	1,105,300	24,573
英国	6,352,224	131,466	ルーマニア	1,088,053	34,359
トルコ	6,118,478	53,507	ポルトガル	1,006,588	17,584
アルゼンチン	5,096,443	109,405	イスラエル	956,310	6,704
コロンビア	4,874,169	123,688	タイ	948,442	7,973
スペイン	4,733,602	82,739	ハンガリー	810,549	30,042
イラン	4,517,243	99,108	ヨルダン	785,697	10,239
イタリア	4,449,606	128,510	カザフスタン	774,760	11,725
インドネシア	3,892,479	120,013	モロッコ	772,394	11,242
ドイツ	3,837,218	91,927	スイス	744,106	10,930
メキシコ	3,123,252	249,529	ネパール	737,294	10,354
ポーランド	2,885,676	75,306	セルビア	734,816	7,177
南アフリカ	2,624,254	77,993	アラブ首長国連邦	704,000	2,006
ウクライナ	2,357,844	56,237	オーストリア	670,372	10,757
ペルー	2,135,827	197,539	チュニジア	626,750	22,025
オランダ	1,939,614	18,234	レバノン	584,896	7,988
イラク	1,793,372	19,815	ギリシア	543,749	13,220
フィリピン	1,765,675	30,462	サウジアラビア	539,129	8,419
チェコ	1,676,518	30,376	キューバ	536,609	4,156
チリ	1,630,330	36,438	エクアドル	493,767	31,870
カナダ	1,465,478	26,678	ジョージア	490,462	6,483